

# 東京都北区資源循環推進審議会

平成30年5月9日  
第二委員会室

- 1 委嘱状の交付について
- 2 委員の紹介について
- 3 諮問について
- 4 会長及び副会長の互選について
- 5 審議会の運営について
- 6 北区の清掃事業及び資源回収事業について
- 7 東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）について
- 8 その他
  - (1) 次回審議会の開会日について

〈配付資料〉

- ・ 第1回東京都北区資源循環推進審議会 審議会次第
- ・ 資料1 委員名簿
- ・ 資料2 諮問文（写）
- ・ 資料3 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）
- ・ 資料4 東京都北区資源循環推進審議会議事録の取り扱いについて（案）
- ・ 資料5 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（案）
- ・ 資料6 北区の清掃事業及び資源回収事業について
- ・ 更なるごみの減量化のための具体策について 答申
- ・ 東京都北区一般廃棄物処理基本計画2015概要版
- ・ 平成30年度北区一般廃棄物処理実施計画
- ・ 東京都北区災害廃棄物処理計画概要版
- ・ 東京都北区一般廃棄物処理基本計画2015【当日席上配付】
- ・ 東京都北区災害廃棄物処理計画（素案）【当日席上配付】
- ・ 東京都北区災害廃棄物処理計画（資料編）【当日席上配付】

○東京都北区資源循環推進審議会事務局  
東京都北区リサイクル清掃課リサイクル生活係  
所在地 : 東京都北区王子本町 1-2-11  
北区役所第二庁舎 3階  
電話番号 : 03-3908-8538  
メールアドレス : r-seiso-ka@city.kita.lg.jp

東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿

資料 1

(平成30年4月1日現在)

| 区分    | 氏名                    | 備考                     |
|-------|-----------------------|------------------------|
| 学識経験者 | やまや しゅうさく<br>山谷 修作    | 東洋大学経済学部教授             |
|       | かとうの たけし<br>上遠野 武司    | 大東文化大学経済学部教授           |
|       | まつなみ じゅんや<br>松波 淳也    | 法政大学経済学部教授             |
| 区議会議員 | なとり ひであき<br>名取 ひであき   | 北区議会議員                 |
|       | おだぎり かずのぶ<br>小田切 かずのぶ | 北区議会議員                 |
|       | ながい ともこ<br>永井 朋子      | 北区議会議員                 |
|       | いしかわ さえだ<br>石川 小枝     | 北区議会議員                 |
| 区民    | ゆいね ひろなお<br>唯根 大尚     | 公募区民                   |
|       | わたなべ けんいち<br>渡部 憲一    | 公募区民                   |
|       | いしやま しげあき<br>石山 成明    | 北区町会自治会連合会             |
|       | はせがわ かずこ<br>長谷川 和子    | 特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構 |
|       | すすき まさお<br>鈴木 将雄      | 北区地域リサイクラー協議会          |
|       | おがわ たかし<br>小川 孝       | 北区清掃協力会                |
|       | こざさ えつこ<br>小笹 悦子      | 北区消費者団体連絡会             |
| 事業者   | おばな ひでお<br>尾花 秀雄      | 北区商店街連合会               |
|       | わにぶち ゆうじろう<br>鰐淵 雄二郎  | リサイクラー事業協同組合           |
|       | たむら すみお<br>田村 純郎      | 東京商工会議所 北支部            |
|       | さいとう まさみ<br>齊藤 正美     | (社)北区産業連合会             |
| 区職員   | なかじま みのる<br>中嶋 稔      | 北区政策経営部長               |

(写)

資料 2

30北環り第1006号

平成30年3月30日

東京都北区資源循環推進審議会 殿

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条3項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

東京都北区長 花川與惣太

記

今後のリサイクル清掃事業のあり方について

## 諮問の趣旨

平成 26 年 1 月、東京都北区資源循環推進審議会からの答申を受け、区は、平成 27 年 3 月「東京都北区一般廃棄物処理基本計画 2015」を策定し、更なるごみの減量化を目指し、リサイクル事業や清掃事業を推進してきた。

同計画策定後 4 年が経過し、計画で設定しているごみの減量・資源化の目標を達成するためには、同計画を検証し見直す必要がある。

今後、資源循環社会をより推進していくためには、北区がどのような施策を展開していくかを検討し、東京都北区一般廃棄物処理基本計画 2015 を改定することが喫緊の課題となっている。そのため、「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」東京都北区資源循環審議会に諮問する。

## 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(東京都北区資源循環推進審議会の設置)

第七条 一般廃棄物の減量と適正な処理に関する事項について調査審議するため、区長の附属機関として東京都北区資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、審議会に諮らなければならない。

3 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一 一般廃棄物の処理の基本方針に関すること。

二 一般廃棄物の減量等に関すること。

三 その他重要事項に関すること。

4 審議会は、一般廃棄物の減量と適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。

5 審議会は、二十人以内の委員で組織する。

6 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、廃棄物の処理及び再利用について高い識見を有する者、区議会議員、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

## 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

### 第二章 東京都北区資源循環推進審議会

(構成)

**第三条** 条例第七条第五項に規定する東京都北区資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次によるものとする。

- 一 学識経験者 三人以内
- 二 区議会議員 四人以内
- 三 区民 八人以内
- 四 事業者 四人以内
- 五 区職員 一人以内

(会長及び副会長)

**第四条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

**第五条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は公開を原則とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

**第六条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(小委員会)

**第六条の二** 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、審議会が調査審議する事項のうち、会長が指定した事項について検討する。
- 3 小委員会は、会長の指名する委員をもつて組織する。
- 4 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 5 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の会務を総理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の委員以外の者を小委員会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。

(庶務)

**第七条** 審議会の庶務は、生活環境部リサイクル清掃課において処理する。

平成30年5月9日  
第1回北区資源循環推進審議会

## 東京都北区資源循環推進審議会 議事録の取り扱いについて(案)

- 1 次回審議会の席上に前回審議会の議事録原案(委員名記載)を配付します。
- 2 議事録原案について、誤りがあれば、配付後一週間以内に事務局まで、お知らせください。
- 3 会長において最終確認後、議事録といたします。
- 4 議事録は、委員名を伏せるものとします。
- 5 議事録は、リサイクル清掃課に備え置くとともに、区ホームページに公開いたします。

### 《参考》

#### 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則 【抜粋】

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 4 会議は公開を原則とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、これを非公開とすることができる。



資料 5

平成30年 5月9日

第1回資源循環推進審議会

東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（案）

|     | 開催時期（予定）                   | 主な内容   |
|-----|----------------------------|--|
| 第1回 | 平成30年<br>5月9日（水）<br>10時から  | 委嘱について<br>諮問について<br>審議会運営について<br>北区災害廃棄物処理計画（素案）<br>について |
| 第2回 | 平成30年<br>7月9日（月）<br>10時から  | 北区災害廃棄物処理計画（素案）<br>について<br>今後の清掃リサイクル事業のあり方<br>について①     |
| 第3回 | 平成30年<br>8月22日（水）<br>14時から | 今後の清掃リサイクル事業のあり方<br>について②                                |
| 第4回 | 平成30年<br>9月28日（金）<br>14時から | 今後の清掃リサイクル事業のあり方<br>について③<br>北清掃工場見学                     |
| 第5回 | 平成30年<br>11月5日（月）<br>14時から | 中間のまとめ   |
| 第6回 | 平成31年<br>2月上旬              | 答申   |

「資源循環推進審議会小委員会」を下記の規則に基づいて設置します。

「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」

第6条の2

会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、審議会が調査審議する事項のうち、会長が指定した事項について検討する。

## 資料 5

平成30年 5月9日

第1回資源循環推進審議会

## 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（案）

|     | 開催時期（予定）            | 主 な 内 容   |
|-----|---------------------|---|
| 第1回 | 平成30年5月             | 委嘱 → 諮問 → 審議会運営<br>北区災害廃棄物処理計画（素案）説明<br>→ <u>各委員から意見聴取（5月下旬）</u>  |
| 第2回 | 平成30年<br>6月下旬～7月上旬  | 北区災害廃棄物処理計画（素案）<br>（意見とりまとめ → 決定）<br>今後の清掃リサイクル事業のあり方について①<br>（一廃計画(1)～(7)の進捗状況説明 → 質疑）<br>→ <u>各委員から意見聴取（7月下旬）</u> |
| 第3回 | 平成30年<br>8月中旬～下旬    | 今後の清掃リサイクル事業のあり方について②<br>（一廃計画(8)～(13)の進捗状況説明 → 質疑）<br>→ <u>各委員から意見聴取（9月上旬）</u>                                     |
| 第4回 | 平成30年<br>9月下旬～10月上旬 | 今後の清掃リサイクル事業のあり方について③<br>（食品ロス等先進事例の説明 → 質疑）<br>→ <u>各委員から意見聴取（10月中旬）</u>   |
| 第5回 | 平成30年<br>11月上旬      | 中間のまとめ、答申案の検討<br>→ <u>各委員から意見聴取（11月中旬）</u><br>答申案は正副委員長に一任 → 答申確定   |
| 第6回 | 平成31年<br>2月上旬       | 答 申   |

「資源循環推進審議会小委員会」を下記の規則に基づいて設置します。

「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」

## 第6条の2

会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、審議会が調査審議する事項のうち、会長が指定した事項について検討する。

# 北区の清掃事業及び資源回収事業について

## 1 北区の廃棄物処理計画

### 北区の廃棄物処理計画

#### 北区一般廃棄物処理基本計画

根拠法令：廃棄物処理法第6条第1項  
 計画期間：平成27年度～平成36年度（10年間）  
 見直しは概ね5年ごと

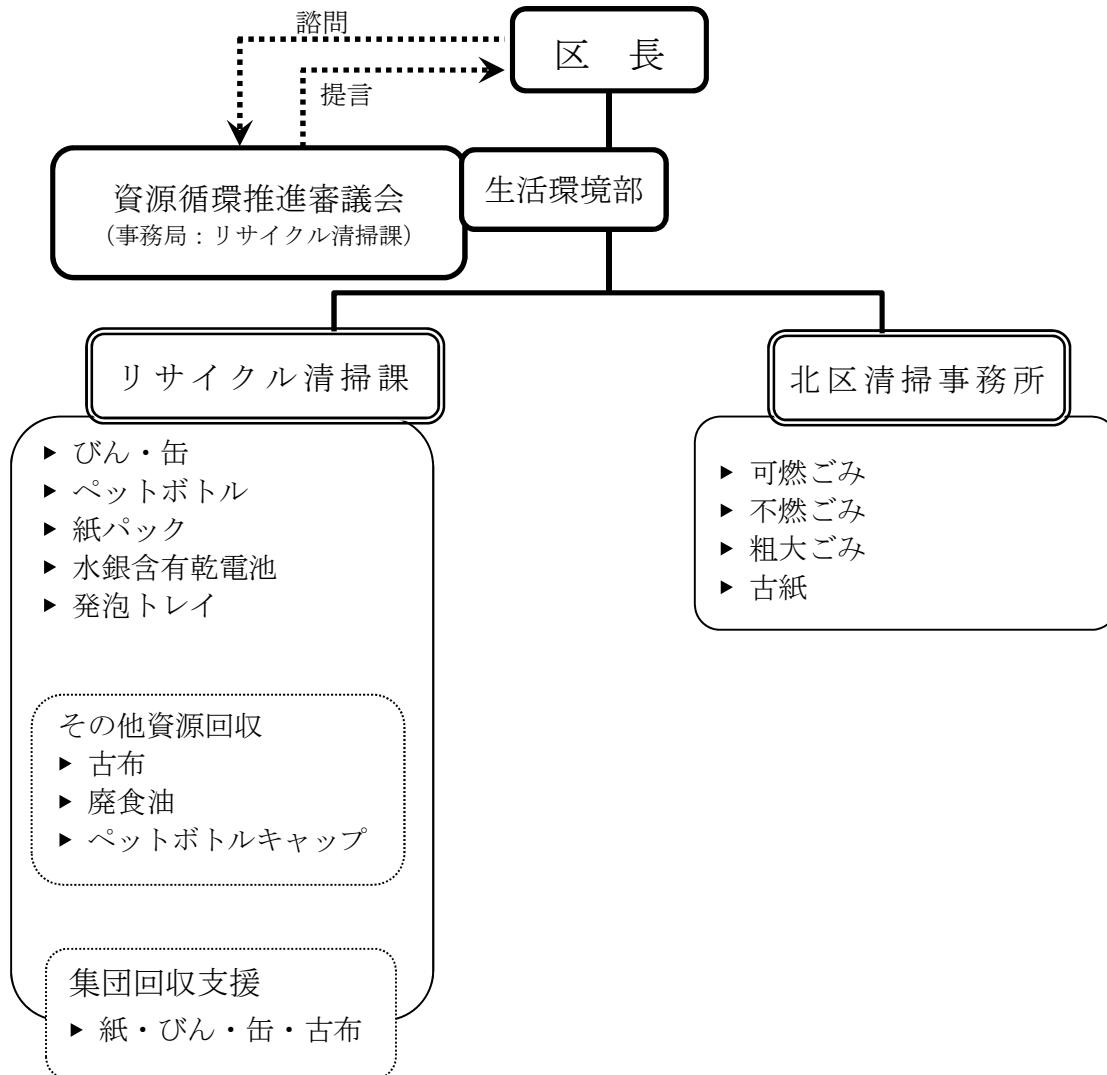
#### 分別収集計画

根拠法令：容器包装リサイクル法第8条  
 計画期間：平成29年度～平成33年度（5年間）  
 3年ごとに策定

#### 一般廃棄物処理実施計画

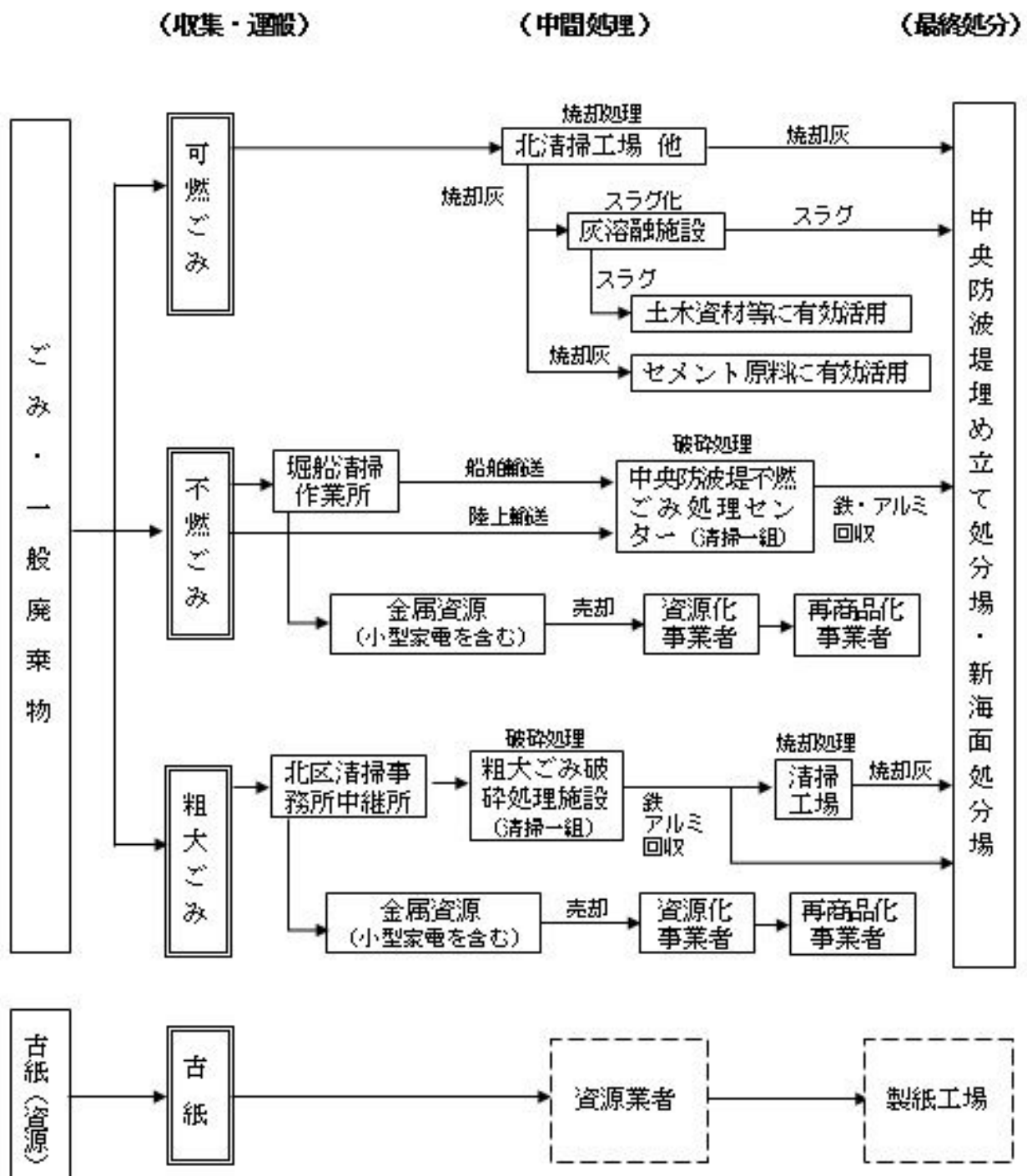
根拠法令：廃棄物処理法施行規則第1条の3  
 計画期間：平成30年度  
 毎年度策定

## 2 北区清掃・リサイクル事業体制及び事業所管

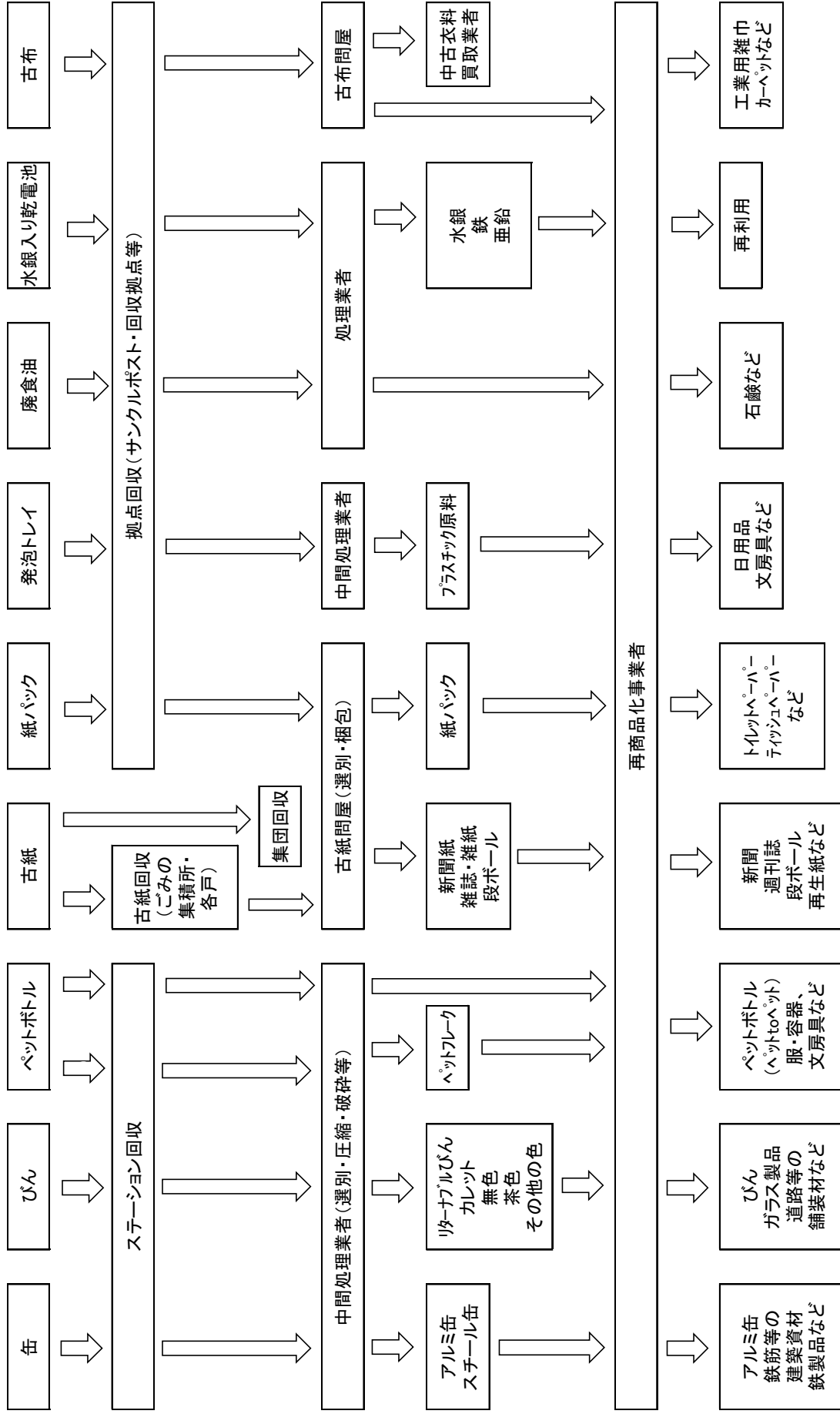


### 3 事業概要

#### (1) ごみ処理ルート



(2) 資源回収ルート



(2) 資源回収ルート

### (3) 北区のごみ・資源分別区分

| 分別項目  | 具体的品目  | 排出場所  | 排出方法  | 収集頻度                      |      |
|-------|--|---|---|---------------------------|------|
| ごみ    | 生ごみ、衣類、少量の枝葉（50cm以下）、資源にできない紙、皮製品、ゴム・ビニール製品、発泡スチロール、プラスチック類、ビデオテープ・CD・MDなど、ラップ・レジ袋、竹串（紙に包む）、食用油（固めたもの）             | 集積所または決められた場所<br>（集積所 約9,950か所）<br>（各戸 約18,500か所）                 | 容器または中身の見える丈夫な袋（事業系は有料）                           | 2回/週                      |      |
| 不燃ごみ  | ○金属ごみ<br>小型家電、金属類<br>○その他不燃ごみ<br>蛍光灯・電球、はさみ・包丁、薬・油・塗料の空き缶、アルミホイル、傘の骨部分、ガラス・陶磁器・割れた瓶、薬・油・化粧品の空き瓶、ライター・スプレー缶・カセットボンベ |   |   | 2回/月                      |      |
| 粗大ごみ  | おおむね一辺が30cm角以上のもの（タンス、いす、ふとん、電子レンジなど）  | 自宅または決められた場所  | 申込制（有料）   | 6回/週                      |      |
| 資源    | 古紙類  | 新聞、折込チラシ<br>雑誌、書籍、雑がみ<br>段ボール                                     | 集積所または決められた場所<br>（集積所 約9,950か所）<br>（各戸 約18,500か所） | ひもでしばる<br>（事業系は有料）        | 1回/週 |
|       | びん   | 食品や飲料用のびん   | ステーション<br>（設置数 約5,200か所）                          | 黄色コンテナ                    |      |
|       | 缶  | 食品や飲料用の缶  |   | 青色コンテナ                    |      |
|       | ペットボトル   | キャップとラベルをはがした<br>ペットボトル   | ステーション<br>（設置数 約5,200か所）                          | 青または緑色の<br>回収ネット          |      |
|       | 紙パック   | 牛乳パック   | 公共機関など<br>（48か所）                                  | 洗浄後、開いて、<br>白いサンクルポストに入れる | 随時   |
|       | トレイ  | 食品用発泡トレイ  | 公共機関など<br>（31か所）                                  | 洗浄後、ピンク色の<br>サンクルポストに入れる  | 随時   |
|       | 乾電池  | 水銀入り乾電池   | リサイクル清掃課・北区清掃事務所・滝野川清掃庁舎<br>（3か所）                 | 職員等に手渡し                   | 随時   |
|       | 廃食用油   | 家庭から出る廃食用油（未開封も含む）  | エコー広場3館（赤羽除く）・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川）、赤羽区民事務所（7か所）      | 職員等に手渡し                   | 随時   |
| その他資源 | 古布   | エコー広場3館（赤羽除く）・リサイクル清掃課・赤羽会館・赤羽区民事務所・浮間地域振興室・東十条地域振興室・北区清掃事務所（9か所） | 設置されたかごに入れる                                       | 随時                        |      |
|       | ペットボトルキャップ   | エコー広場3館（赤羽除く）赤羽区民事務所・リサイクル清掃課・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川）（8か所）              | 専用ボックス  | 随時                        |      |
|       | インクカートリッジ  |   | 専用ボックス  | 随時                        |      |
|       | 充電式電池  | リサイクル協力店（区内24か所）  | 回収ボックス（黄）   | 随時                        |      |
|       | ボタン電池  | リサイクル協力店（区内27か所）  | 専用回収缶   | 随時                        |      |
| 集団回収  | 古紙・古布・びん・缶   | 各団体が回収場所、方法や回収頻度を決めて民間事業者に引き渡す。区は実績に応じて@6円/kgを報奨金として支給している。       |   |                           |      |

#### (4) 清掃事業

##### ① 可燃ごみ・不燃ごみ

可燃ごみや不燃ごみは、次のとおり分別し、容器または中身の見える透明度の高い袋に入れられたものを収集している。不燃ごみについては、平成26年度から金属資源を資源再生業者に売却している。

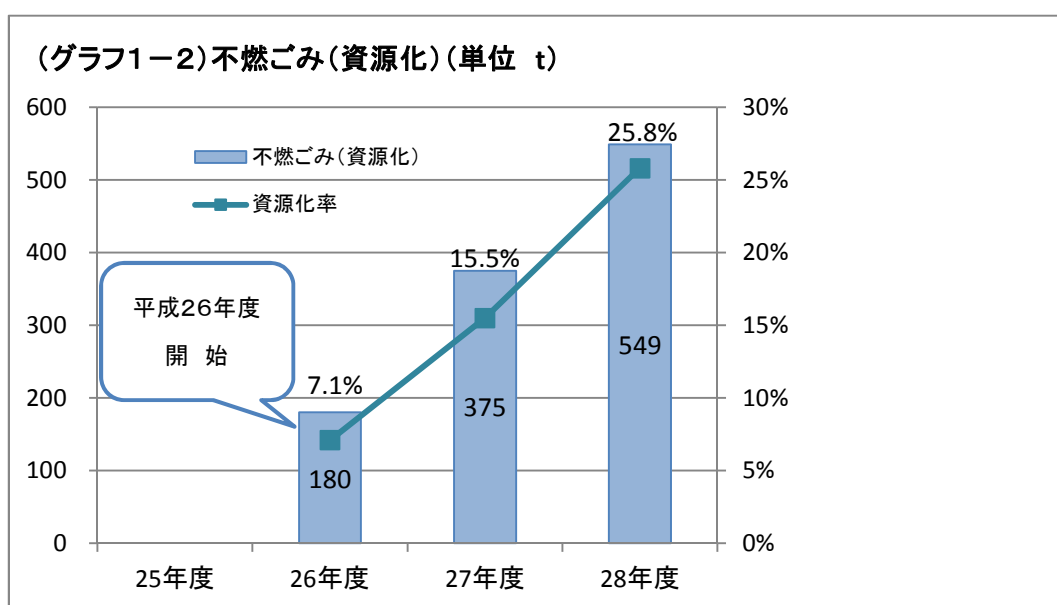
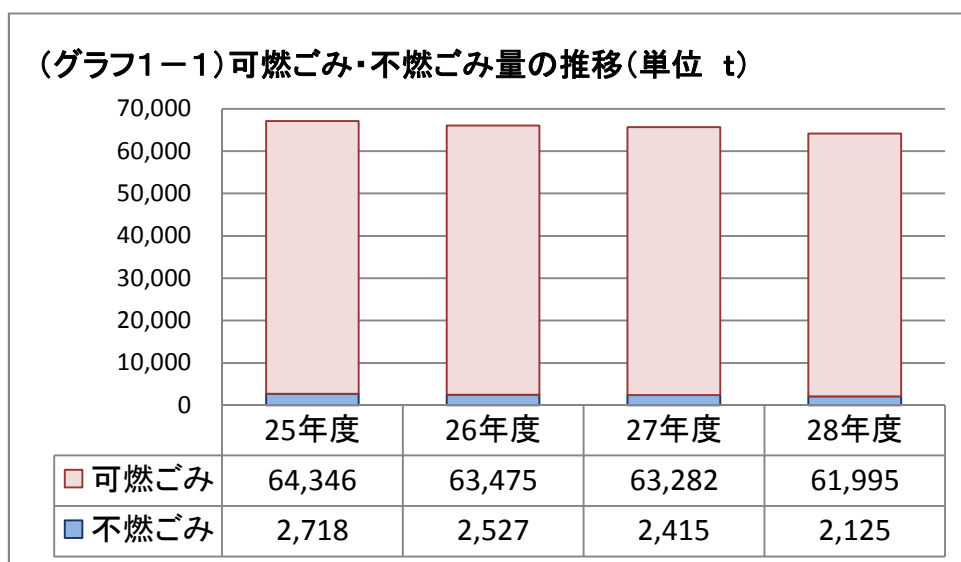
##### ①可燃ごみ

生ごみ、紙くず、木くず、プラスチック、ゴム、皮革等

##### ②不燃ごみ

金属資源（小型家電含む）、ガラス、陶磁器等

※可燃・不燃ごみとも、決められた曜日・場所に排出されたものを収集している。



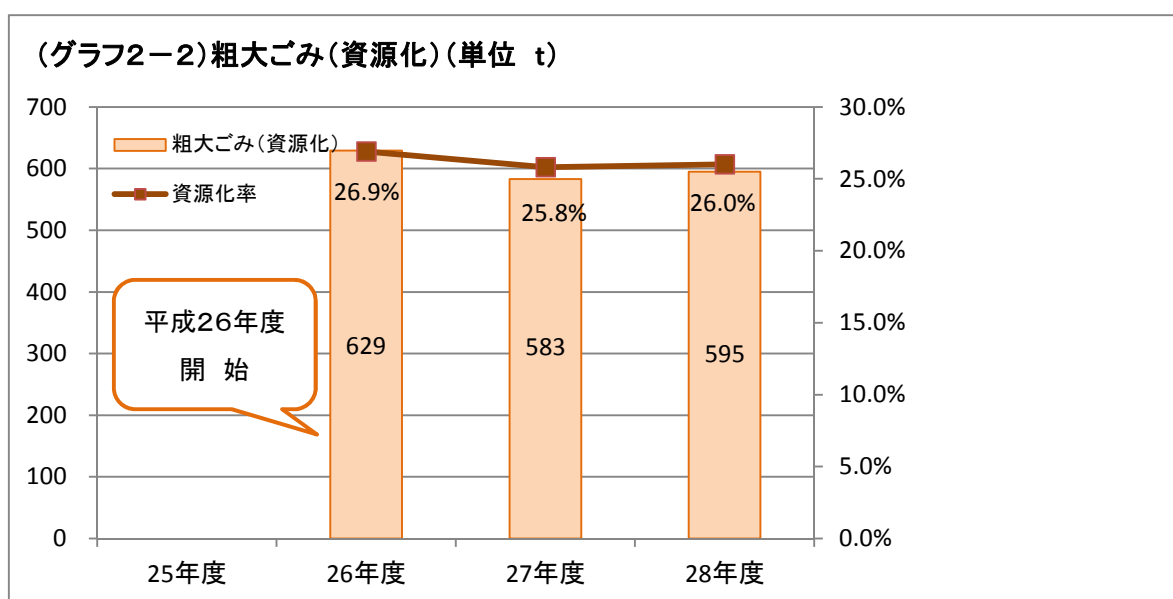
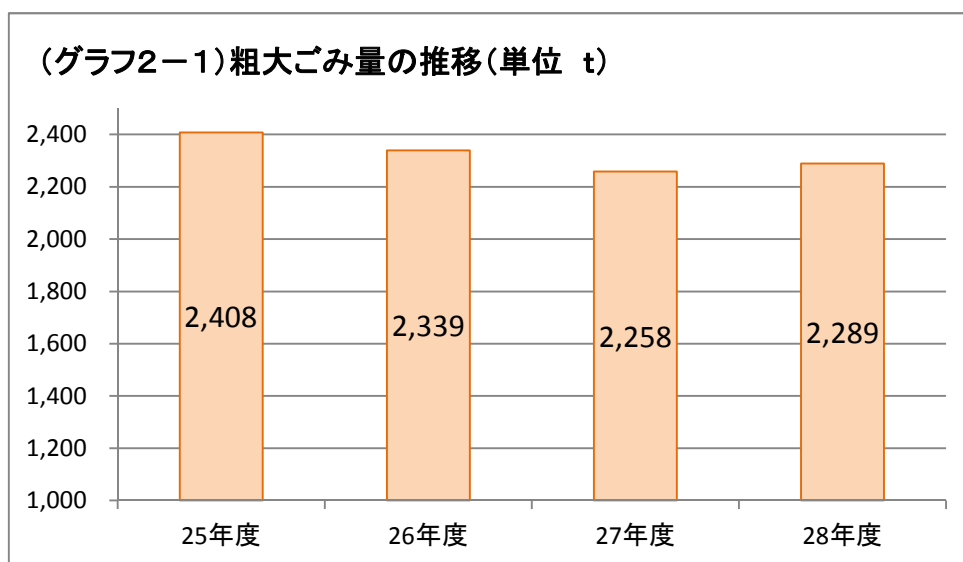
## ② 粗大ごみ

家具など大きなごみ(概ね30cm角以上のもの)は、粗大ごみとして収集している。

粗大ごみの収集は申込み制になっており、電話等で粗大ごみ受付センターへ申し込む。粗大ごみの収集には別途処理手数料がかかり、品目毎に定められた金額に応じた粗大ごみ処理券(シール)を購入し、粗大ごみに貼付することとしている。申込みを受けた粗大ごみは、定められた収集日に原則として自宅前から収集する。

なお、平成13年4月から、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が施行され、ブラウン管テレビ・洗濯機・冷蔵庫(冷凍庫は平成16年4月から)・エアコンの4品目は、再商品化が義務付けられ、粗大ごみから除外された。さらに平成21年4月より薄型テレビ・衣類乾燥機も家電リサイクル法の対象となった。

また平成15年10月からは、資源有効利用促進法により家庭で使用されたパソコンがリサイクル品に指定された。



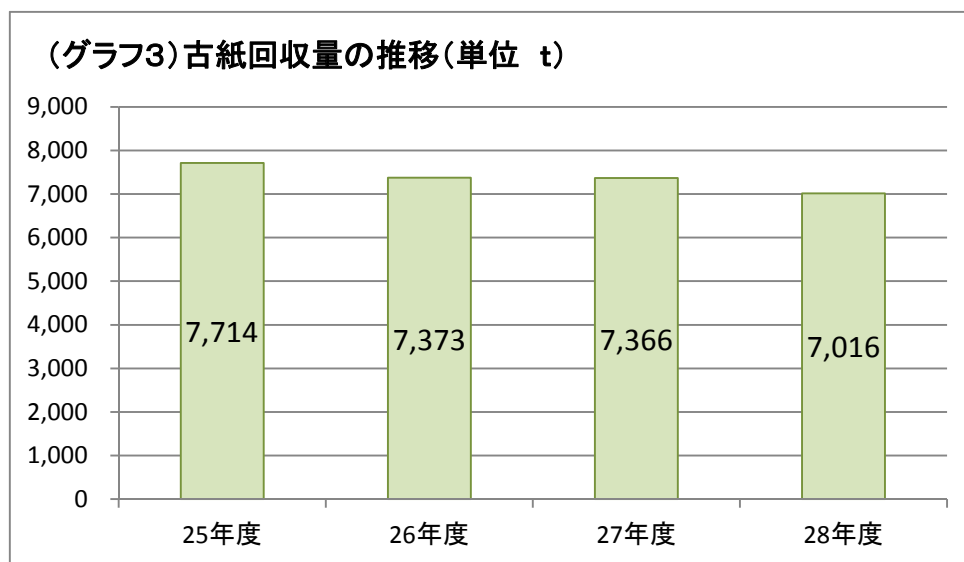


## (5) 資源回収事業

### ① 古紙回収

可燃ごみに含まれる紙類を資源として回収するため、北区での古紙回収は平成11年10月より全域実施となった。排出方法は新聞・雑誌・段ボールをそれぞれひもで束ねてごみ集積所に排出する。

なお、折込チラシは新聞と一緒に束ねて、包装紙やお菓子の空箱・牛乳などの紙パックは、雑誌に挟んで排出する。

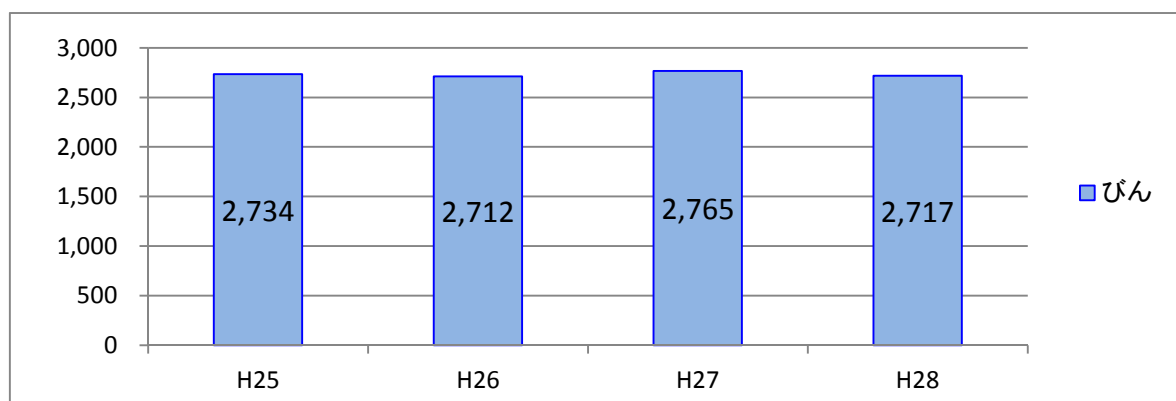


### ② ステーション回収(びん・缶)

びん・缶の回収は、区の資源回収事業として、平成4年3月に開始した。

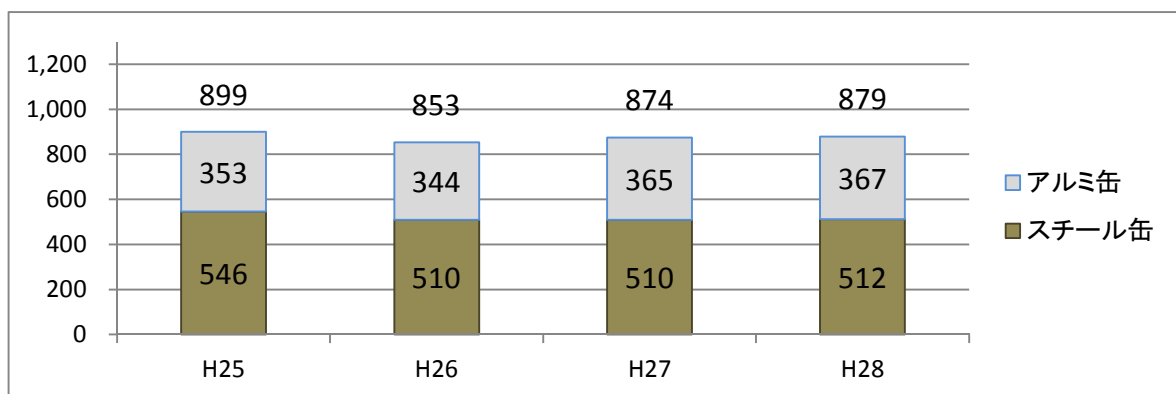
回収方法は、週1回、回収場所(ステーション)にある専用コンテナにびん(青色コンテナ)・缶(黄色コンテナ)を出してもらい、区が運搬業者に委託して回収している。なお、回収用のコンテナを区民に管理してもらい、資源の売却代金は業者から直接、各連合町会単位で還元している。

(グラフ4) ステーション回収量(びん)の推移 単位(t)



(グラフ5) ステーション回収量(缶)の推移

単位(t)



### ③ ペットボトル

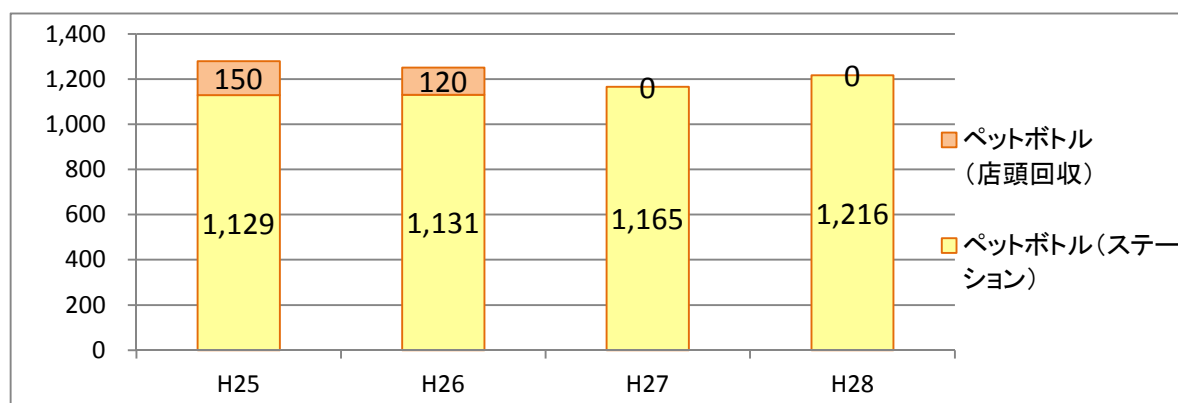
ペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」の本格施行に合わせ、本来販売事業者責任による処理の暫定的措置として、平成9年4月に販売店の店頭でペットボトル回収容器を設置し、家庭から排出されるペットボトルの回収事業を開始した。

北区では、16年度から一部の集合住宅や事業者の協力で拠点回収により回収事業の拡充を図った。その後、サーマルリサイクル事業の実施条件として、平成19年6月に区内全域でペットボトルのステーション回収を開始し、平成27年2月に行政が実施していた店頭回収を終了した。

ペットボトルはネット管理を原則区の委託により行っていることから売却代金を区の歳入としている。

(グラフ6) ペットボトル回収量の推移

単位(t)

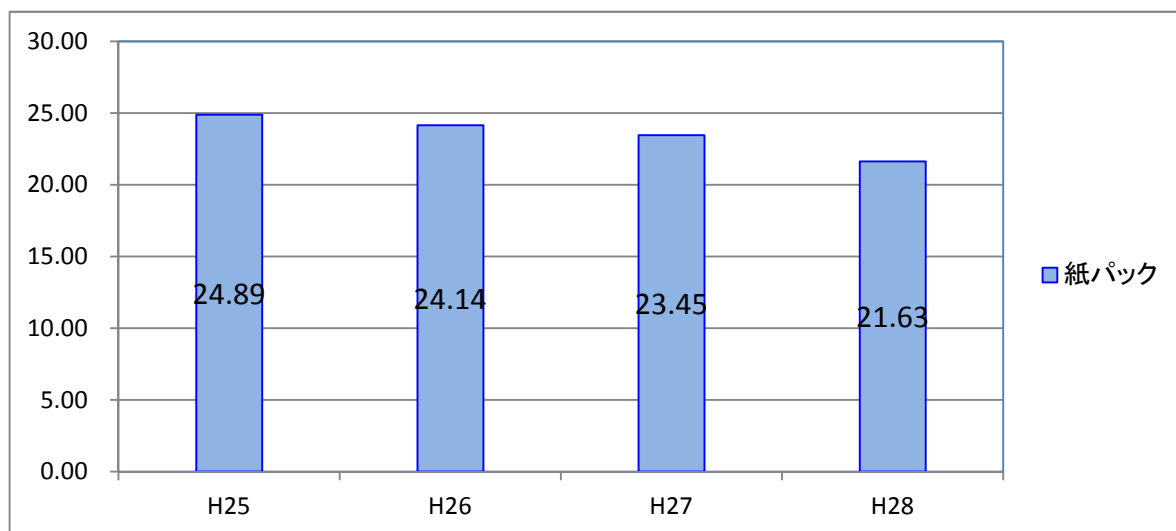


#### ④ 紙パック

平成3年8月より回収を実施。当初は売上げ金を被災地域への寄付金などにあてていたが、平成12年度からは区の歳入になった。排出者には、洗浄後開いて、48カ所の拠点（サンクルポスト：38カ所、コンテナ及び店舗独自ボックス：10カ所）へ出してもらう。

(グラフ7) 紙パック回収量の推移

単位 (t)



#### ⑤ 乾電池

平成5年1月より回収を実施。31カ所の拠点（サンクルポスト：23カ所、施設窓口で受付：8カ所）から回収していた。平成15年度より資源循環推進審議会の答申を受けて、水銀入りのみを回収していたが、排出量の減少に伴い、平成21年6月にサンクルポストによる回収を終了した。なお、サンクルポストが設置されていた区民事務所等に水銀入りの持込があった場合、リサイクル清掃課・北区清掃事務所・滝野川清掃庁舎窓口での回収となった旨、説明している。

水銀入り乾電池以外の電池の分別 (参考)

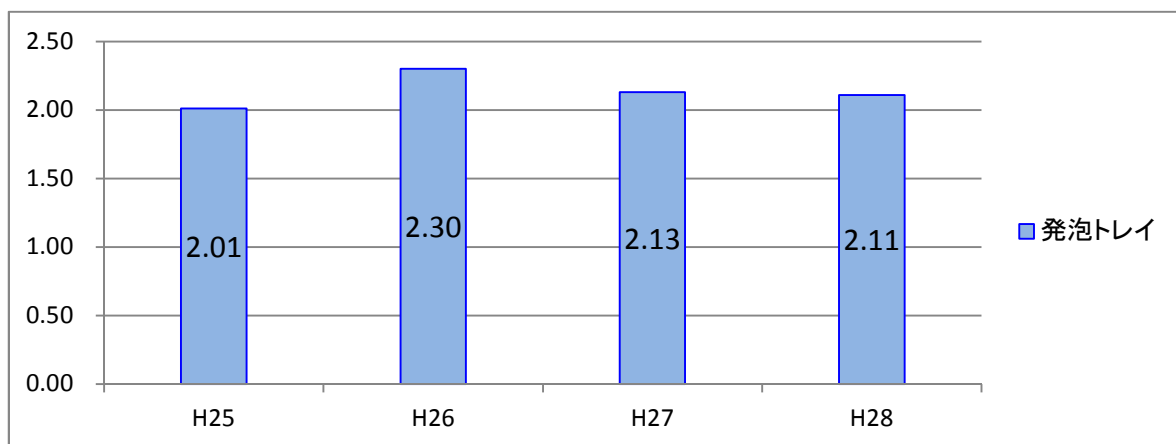
|                         |                                   |
|-------------------------|-----------------------------------|
| アルカリ・マンガン乾電池            | 区の不燃ごみ回収                          |
| ニカド・ニッケル水素等の<br>小型充電式電池 | リサイクル協力店（民間の電気店等）の回収ボックスへ（区内24カ所） |
| ボタン電池                   | 民間の電気店等の回収缶へ（区内27カ所）              |

## ⑥ 発泡トレイ

平成21年8月より回収。スーパーなど店舗での自主的な資源回収を地域的に補完するため、区内31か所の拠点にトレイ用サンクルポストを設置、排出者には洗浄後乾かした食品用発泡トレイを出してもらった。回収対象は着色してあるものも含むが、カップ麺や納豆容器など、トレイの形状をしていないものは含まない。週1～2回、委託業者による回収、中間処理業者でインゴット化（熱でトレイを溶かして固めたもの）後、プラスチック製品に再生される。

(グラフ9) 発泡トレイ回収量の推移

単位 (t)

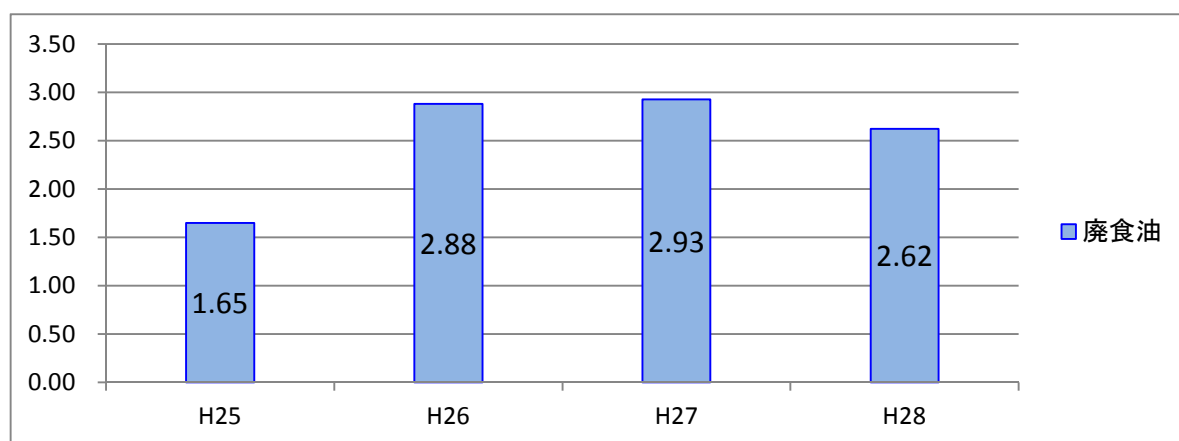


## ⑦ 廃食油

平成21年5月より回収を開始。安全面から区施設等（計7か所）で手渡しによる回収としている。対象になる廃食油は家庭で不用になった食用の油で、使用済みの食用油のほか、賞味期限切れなど未開封のものも回収する。回収した廃食油は石鹼などに再生している。

(グラフ10) 廃食油回収量の推移

単位 (t)



### ⑧ 集団回収支援

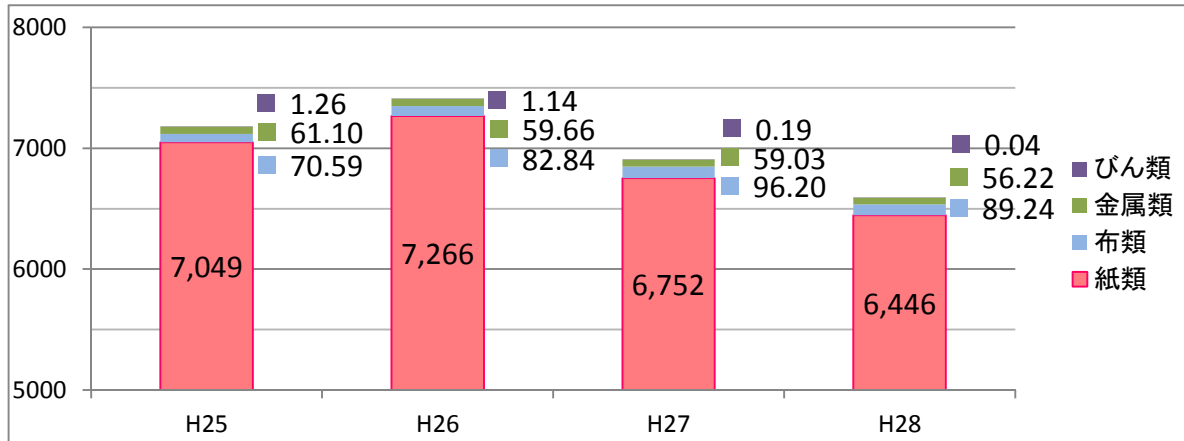
集団回収は、10世帯以上で構成される任意の団体が、家庭から出る古紙や古布などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す資源回収活動に対し、区が報奨金を支払うなどの側面的な支援を行うというものである。

北区では、40年以上の歴史があり、地域に密着した資源回収方法となっている。

なお、現在の報奨金額は1kgあたり6円/kgとなっている。

(グラフ10) 集団回収量の推移

単位 (t)



## 4 北区廃棄物量の推移

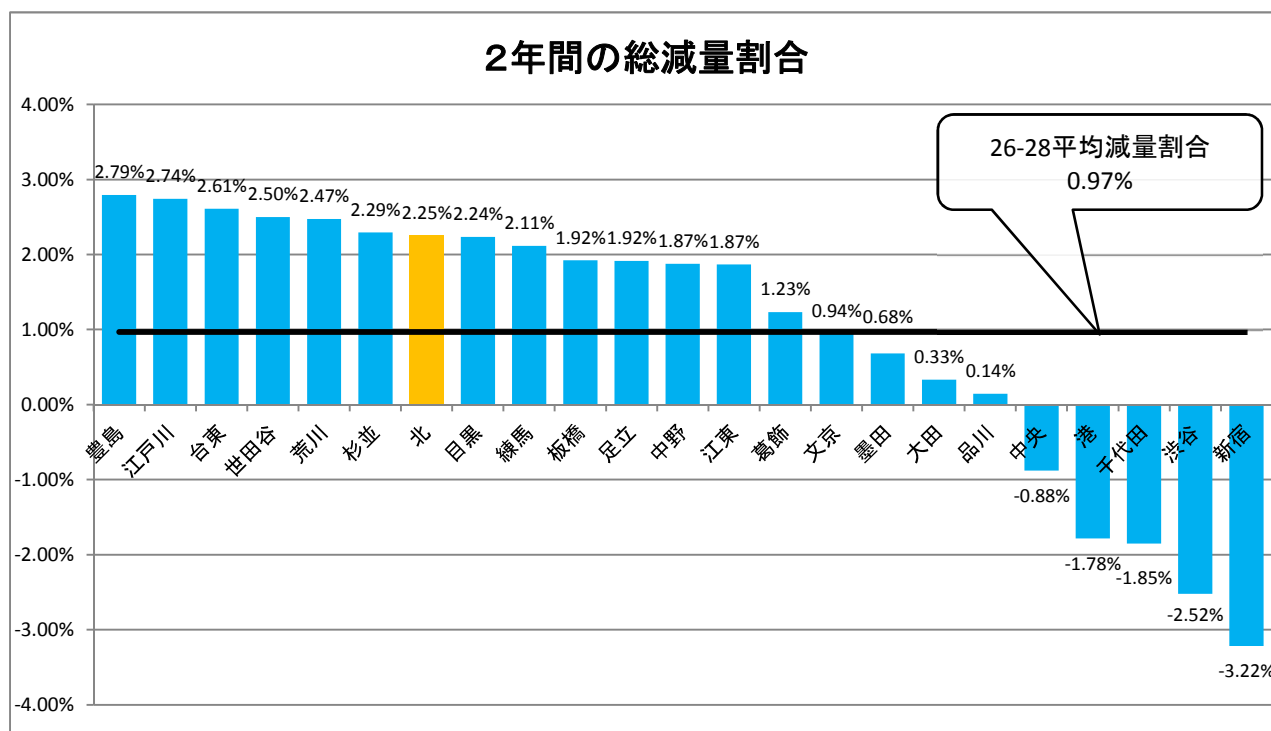
### (1) 23区の直近3年のごみ減量傾向

単位 (t)

|      | H26       |          |        | H27       |         |        | H28       |          |        | 2年間の<br>総減量割合 |
|------|-----------|----------|--------|-----------|---------|--------|-----------|----------|--------|---------------|
|      | ごみ量       | 前年比      | 減量割合   | ごみ量       | 前年比     | 減量割合   | ごみ量       | 前年比      | 減量割合   |               |
| 千代田  | 84,380    | △ 1,331  | 1.55%  | 86,053    | 1,673   | -1.98% | 85,942    | △ 111    | 0.13%  | -1.85%        |
| 中央   | 107,919   | △ 541    | 0.50%  | 108,248   | 328     | -0.30% | 108,868   | 620      | -0.57% | -0.88%        |
| 港    | 152,309   | 519      | -0.34% | 153,665   | 1,356   | -0.89% | 155,026   | 1,360    | -0.89% | -1.78%        |
| 新宿   | 149,102   | △ 1,316  | 0.87%  | 151,784   | 2,682   | -1.80% | 153,897   | 2,113    | -1.39% | -3.22%        |
| 文京   | 66,574    | △ 2,038  | 2.97%  | 65,993    | △ 581   | 0.87%  | 65,947    | △ 46     | 0.07%  | 0.94%         |
| 台東   | 80,358    | △ 783    | 0.97%  | 79,529    | △ 829   | 1.03%  | 78,261    | △ 1,268  | 1.59%  | 2.61%         |
| 墨田   | 78,184    | △ 93     | 0.12%  | 77,585    | △ 599   | 0.77%  | 77,652    | 67       | -0.09% | 0.68%         |
| 江東   | 138,144   | △ 3,216  | 2.28%  | 135,514   | △ 2,630 | 1.90%  | 135,564   | 50       | -0.04% | 1.87%         |
| 品川   | 107,973   | △ 1,342  | 1.23%  | 109,208   | 1,235   | -1.14% | 107,817   | △ 1,390  | 1.27%  | 0.14%         |
| 目黒   | 74,811    | △ 256    | 0.34%  | 74,036    | △ 775   | 1.04%  | 73,138    | △ 898    | 1.21%  | 2.24%         |
| 大田   | 196,918   | △ 2,534  | 1.27%  | 197,355   | 437     | -0.22% | 196,262   | △ 1,093  | 0.55%  | 0.33%         |
| 世田谷  | 222,935   | △ 2,570  | 1.14%  | 221,248   | △ 1,687 | 0.76%  | 217,362   | △ 3,887  | 1.76%  | 2.50%         |
| 渋谷   | 116,885   | 955      | -0.82% | 118,628   | 1,743   | -1.49% | 119,830   | 1,202    | -1.01% | -2.52%        |
| 中野   | 75,432    | △ 1,964  | 2.54%  | 75,403    | △ 29    | 0.04%  | 74,018    | △ 1,385  | 1.84%  | 1.87%         |
| 杉並   | 124,902   | △ 2,954  | 2.31%  | 124,291   | △ 610   | 0.49%  | 122,038   | △ 2,253  | 1.81%  | 2.29%         |
| 豊島   | 100,392   | 2,055    | -2.09% | 101,602   | 1,210   | -1.21% | 97,589    | △ 4,014  | 3.95%  | 2.79%         |
| 北    | 85,590    | △ 2,132  | 2.43%  | 85,396    | △ 194   | 0.23%  | 83,662    | △ 1,734  | 2.03%  | 2.25%         |
| 荒川   | 55,546    | △ 1,526  | 2.67%  | 55,441    | △ 105   | 0.19%  | 54,172    | △ 1,268  | 2.29%  | 2.47%         |
| 板橋   | 140,366   | △ 2,917  | 2.04%  | 139,926   | △ 440   | 0.31%  | 137,667   | △ 2,258  | 1.61%  | 1.92%         |
| 練馬   | 159,846   | △ 1,526  | 0.95%  | 159,692   | △ 154   | 0.10%  | 156,465   | △ 3,227  | 2.02%  | 2.11%         |
| 足立   | 178,186   | △ 3,320  | 1.83%  | 176,157   | △ 2,028 | 1.14%  | 174,773   | △ 1,385  | 0.79%  | 1.92%         |
| 葛飾   | 110,294   | △ 2,009  | 1.79%  | 110,777   | 483     | -0.44% | 108,935   | △ 1,842  | 1.66%  | 1.23%         |
| 江戸川  | 171,968   | △ 2,710  | 1.55%  | 170,764   | △ 1,204 | 0.70%  | 167,252   | △ 3,513  | 2.06%  | 2.74%         |
| 23区計 | 2,779,015 | △ 33,549 | 1.19%  | 2,778,295 | △ 720   | 0.03%  | 2,752,138 | △ 26,157 | 0.94%  | 0.97%         |

※ごみ量は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの合計値である。

※ごみ量と前年比は、トン未満を四捨五入しているため合計値が合わない場合がある。

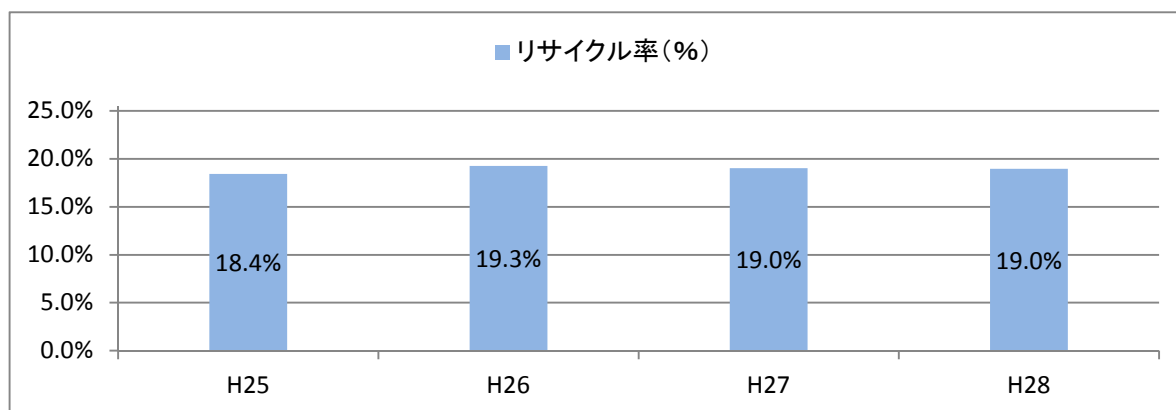


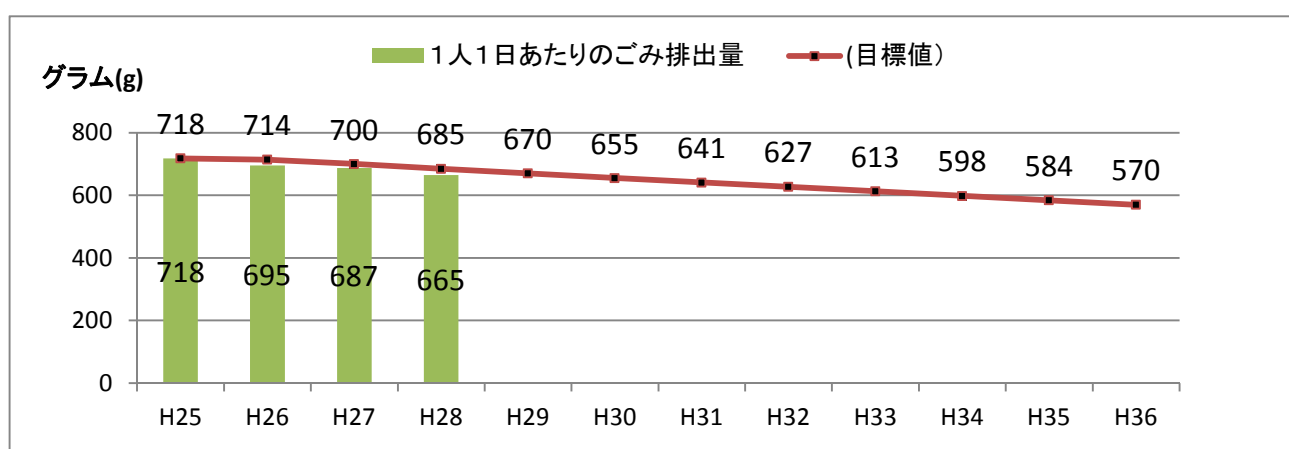
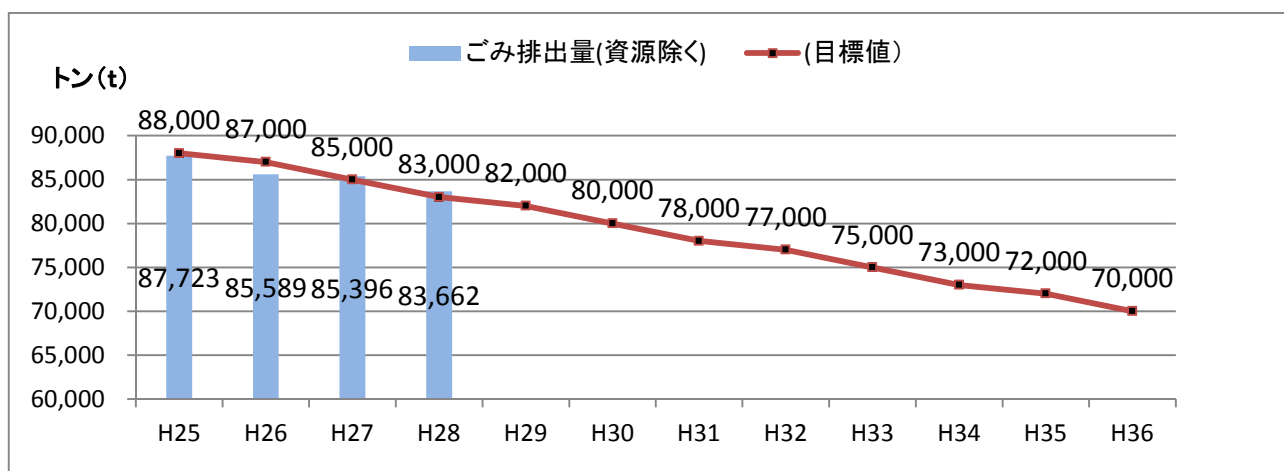
(2) ごみ・リサイクル品目別実績

単位 (t)

| 年度                   |           | H25             | H26            | H27       | H28       |           |           |
|----------------------|-----------|-----------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 区収集                  | 可燃ごみ      | 64,346          | 63,475         | 63,282    | 61,995    |           |           |
|                      | 不燃ごみ      | 2,718           | 2,347          | 2,040     | 1,577     |           |           |
|                      | 粗大ごみ      | 2,408           | 1,710          | 1,675     | 1,694     |           |           |
|                      | 資源        | 分別回収            | スチール缶          | 546.40    | 509.85    | 509.59    | 512.31    |
|                      |           |                 | アルミ缶           | 353.00    | 343.53    | 364.55    | 366.57    |
|                      |           |                 | びん             | 2,733.52  | 2,711.85  | 2,765.45  | 2,716.93  |
|                      |           |                 | 古紙             | 7,714.20  | 7,372.82  | 7,365.98  | 7,016.23  |
|                      |           |                 | ペットボトル(ステーション) | 1,128.60  | 1,130.68  | 1,165.44  | 1,216.48  |
|                      |           |                 | 分別回収 計         | 12,475.71 | 12,068.73 | 12,171.00 | 11,828.51 |
|                      |           | 拠点回収            | ペットボトル(店頭回収)   | 150.15    | 120.22    | 0.00      | 0.00      |
|                      |           |                 | 紙パック           | 24.89     | 24.14     | 23.45     | 21.63     |
|                      |           |                 | 発泡トレイ          | 2.01      | 2.30      | 2.13      | 2.11      |
|                      |           |                 | 乾電池            | 0.00      | 0.00      | 0.00      | 0.00      |
|                      | 廃食油       | 1.65            | 2.88           | 2.93      | 2.62      |           |           |
|                      | 拠点回収 計    | 178.70          | 149.54         | 28.51     | 26.36     |           |           |
|                      | 金属資源      | 金属資源(不燃26.10から) | -              | 180.29    | 374.92    | 530.82    |           |
|                      |           | 金属資源(粗大26.4から)  | -              | 629.20    | 583.38    | 594.38    |           |
| 金属資源 計               | -         | 809.49          | 958.30         | 1,125.20  |           |           |           |
| 資源 計 (a)             | 12,654.41 | 13,027.76       | 13,157.81      | 12,980.07 |           |           |           |
| 区収集ごみ 計 (b)          |           | 82,126          | 80,560         | 80,155    | 78,246    |           |           |
| 持込ごみ (許可業者収集等) (c)   |           | 18,251          | 18,057         | 18,399    | 18,396    |           |           |
| 集団回収                 | 計 (d)     | 紙類              | 7,049          | 7,266     | 6,752     | 6,446     |           |
|                      |           | 布類              | 70.59          | 82.84     | 96.20     | 89.24     |           |
|                      |           | 金属類             | 61.10          | 59.66     | 59.03     | 56.22     |           |
|                      |           | びん類             | 1.26           | 1.14      | 0.19      | 0.04      |           |
|                      |           | ビールケース          | 0.00           | 0.00      | 0.00      | 0.00      |           |
|                      |           | 計 (d)           | 7,182          | 7,410     | 6,908     | 6,592     |           |
| ごみ排出量 (e=b+c)        |           | 100,377         | 98,617         | 98,554    | 96,642    |           |           |
| ごみ排出量(資源除く) (f=e-a)  |           | 87,722          | 85,590         | 85,396    | 83,662    |           |           |
| ごみ総排出量 (g=d+e)       |           | 107,559         | 106,027        | 105,462   | 103,234   |           |           |
| 総資源化量 (h=a+d)        |           | 19,836          | 20,438         | 20,066    | 19,572    |           |           |
| リサイクル率 (%) i=h/g*100 |           | 18.4%           | 19.3%          | 19.0%     | 19.0%     |           |           |

(3) 一般廃棄物処理基本計画の目標数値と進捗状況





#### 4 北区のごみ・リサイクル経費

##### (1) ごみ処理とリサイクルの費用（決算額）

|                   | 25年度        | 26年度        | 27年度        | 28年度        |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業経費（合計）          | 4,466,777千円 | 4,465,589千円 | 4,431,422千円 | 4,248,611千円 |
| リサイクル費用           | 643,309千円   | 624,969千円   | 619,715千円   | 612,827千円   |
| ごみ処理費用            | 3,823,468千円 | 3,840,620千円 | 3,811,707千円 | 3,635,784千円 |
| 人口<br>（各年度4月1日現在） | 333,406人    | 335,818人    | 338,854人    | 342,732人    |
| 区民一人あたりの事業経費      | 13,397円     | 13,298円     | 13,078円     | 12,396円     |
| 区民一人あたりのリサイクル費用   | 1,930円      | 1,861円      | 1,829円      | 1,788円      |
| 区民一人あたりのごみ処理費用    | 11,468円     | 11,437円     | 11,249円     | 10,608円     |

##### (2) 区民一人あたりのごみ処理・リサイクル年間費用



